

令和4年度 塩竈市いじめ問題対策連絡協議会 議事録（要旨）

1 日 時 : 令和4年5月27日（金）14時30分～16時00分

2 場 所 : 壺番館5階 会議室

3 出席者 : 会 長 : 一條 良介 (塩竈市校長会 会長)
副 会 長 : 身崎 裕司 (塩竈市青少年相談センター 所長)
委 員 : 阿部奈加子 (塩釜人権擁護委員協議会 会長)
佐藤真紀子 (青少年育成塩竈市民会議 常任理事)
秋山 治美 (塩竈市教育支援センター「コラソン」所長)
草野 弘一 (塩竈市福祉子ども未来部 部長)
以上 6名

欠 席 : 池田 耕一 (宮城県中央児童相談所 所長)
内海真紀子 (仙台法務局塩竈支局 支局長)
相澤裕二郎 (塩釜警察署生活安全課 課長)
安達 勉 (塩竈市父母教師連合会 会長)
以上 4名

事 務 局 : 吉木 修 (塩竈市教育委員会 教育長)
鈴木 康則 (塩竈市教育委員会 教育部長)
松崎和佳子 (塩竈市教育委員会 学校教育課長)
八月朔日誠司 (塩竈市教育委員会 学校教育課 課長補佐)
木村 宜智 (塩竈市教育委員会 学校教育課 学力向上推進係長)
以上 5名

傍 聴 者 : なし

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 会長・副会長の選出
- 5 報告及び協議

(1) 報告

①いじめ防止に係る組織・運営について（確認）

事務局

塩竈市では、平成28年4月に施行された「塩竈市いじめ防止対策推進条例」により、市全体でいじめ防止に取り組もうとする決意を表している。

条例により設置する組織は次の3つである。

○第一に、本協議会である「いじめ問題対策連絡協議会」で、関係諸機関及び団体相互の連絡調整を行うための組織である。

○第二に、「いじめ防止等対策委員会」で、教育委員会の諮問に応じて、いじめ防止等の対策を具体的に審議したり、重大事態に対処して調査を行ったりするための組織である。重大事態とは、子供が自殺または、自殺を企図した場合、そして、いじめを原因として長期欠席をやむなくされている事態で、法律で規定されている。

○第三に、「いじめ問題再調査委員会」で、重大事態に関する調査結果の報告を受けた市長が、再調査を行うために設置する組織である。

②塩竈市いじめ防止基本方針について（確認）

事務局

法第12条において、基本的な方針を定めるよう努めるものとされており、本市では、条例17条により、「塩竈市いじめ防止基本方針」を策定した。

方針は、「いじめの理解、いじめの防止等に関する基本的な考え方」、「市が実施する施策」、「学校が実施する施策」、「重大事態への対処」の4つの項目から策定されており、本市はこの基本方針に基づき、施策を実施している。

なお、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定しており、「校内いじめ問題対策委員会」を中心に、よりきめ細やかな対応を実施すべく努力している。

③令和3年度におけるいじめの状況について

事務局

令和3年度における本市のいじめの状況の概要として、いじめの認知件数は、前年度より増加しているが、約89%が年度内に解消している。

学年別に見ると全学年でいじめに関する案件が見られるが、中学校1年生での件数が多くなっている。いじめの態様は、冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われることが最も多いという結果になっている。

このような少ない認知件数になった理由としては、次のことが考えられる。

○第一に、平成28年の「塩竈市いじめ防止対策推進条例」施行後の成果の一つとして、教職員のいじめに対する意識改革が進んだことである。

○第二に、学校でのいじめ防止対策により、いじめは許されないものであるという意識が、児童生徒の中に浸透してきていることである。

○第三に、本市で平成29年度から本格実施している塩竈市独自の小中一貫教育により、児童生徒が通いたくなる「活躍の場」や「交流の場」のある魅力のある学校づくり、「いじめを生まない学級集団づくり」を進めていることである。

今後も、認知件数が少ないことに安心せず、「いじめの正確な認知」をの推進し、早期発見・早期対応に努めていく。

(2) 協議

①令和4年度におけるいじめ防止の取組について

事務局

- 令和4年度の本市のいじめ防止の取組として、以下のことを実施していく。
- 「塩竈市いじめ防止対策推進条例」を周知する。
 - 「塩竈市いじめ防止等対策委員会」を開催する。具体的な事例を基にしながら、いじめ防止等の対策について協議し、答申書を提出した。
 - いじめに関する相談体制を整備する。
 - 教員研修を実施する等、いじめ防止に向けた教員の指導力の向上を図る。
 - 「アルカス☆塩釜☆」によるいじめ撲滅活動を支援する。「アルカス☆塩釜☆」とは、小学校の児童会と中学校の生徒会の子どもたちを中心とした健全育成のための組織であり、教育委員会と塩釜警察署が連携して支援している。ここ数年は実施できまなかったが、令和3年度から再開することができている。今年度も実施する予定。
 - いじめの実態把握のための調査を実施する。（「学校生活アンケート」を実施するとともに、「学級生活満足度調査（Q-U調査）」の結果も活用していく。）
 - インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。
 - 小中連携の活動をさらに推進していく。小中連携の活動により、小・中学校間で子供たちの状況についてきめ細やかな情報交換を行ったり、子供たちの活躍と交流の場が増えることで自尊感情の高揚を図ったりすることにより、いじめの発生を未然に防ぐ。Q-U調査の結果を活用しながら、「いじめを生まない望ましい学級集団づくり」を継続して進めていく。

各学校においては、いじめ対応計画を基に、いじめの早期発見・早期対応に努めている。

②関係機関におけるいじめ防止等の取組

阿部委員

人権擁護委員会ではいじめだけではなく人権に関する相談を面談、フリーダイヤル等で受けている。小中学校にSOSミニレターを配布し、子供たちの困りごとに対応している。学校でも子供たちの困りごとに対応していると思うが、違う機関にもSOSを発することができるような取組をしている。そのほかは主に啓発活動が中心であるが中学校では、人権作文コンテストを実施している。また、携帯等によるいじめの問題を防止するため、携帯会社と連携し、スマホ・携帯安全教室も実施している。

人権擁護委員会で実際に相談を受けている。SOSミニレターで寄せられた相談に対する返信を行っている。学校に協力をもらい、SOSミニレターがいつでも子供たちが手にとり相談できるような状況をつくっている。

佐藤（眞）委員

青少年育成市民会議では、学校関係だけではなく地域全体で子どもたちの健全育成をする活動を行っている。少年の主張や機関紙の作成、市民のつどいや健全育成のための様々な啓発活動を行っている。最近では塩釜高校の生徒にも手伝ってもらって一緒に活動をしている。また、法務局に申し込むという形で携帯会社と連携してスマホ・携帯教室を実施している。

草野委員

福祉子ども未来部では、虐待への対応を行っている。全国的な統計を見るといじめの認知は小学校低学年が多く、学年が上がるにしたがって減少傾向にある。いじめは小学校に入学した瞬間から発生するものではないと考え、幼稚園・保育園・保育所の時から、友達を思いやること、いじめは絶対ダメであるということを教えていか

なければならぬと感じた。福祉子ども未来部では保育所を管轄しているため、はやめに行政や地域と連携しながら取り組んでいきたい。新型コロナウイルスの影響で塩竈市でも過去5年間で最も多い虐待通報件数となっている。このように、家庭の状況が悪化することで子供の気持ちに大きく影響を与えてしまうことも知っておいていただきたい。

身崎委員

青少年相談センターには、先ほども話があった通り、青少年育成市民会議の事務局があり、各事業の運営に携わっている。併せて、防犯活動、青少年健全育成、巡回による子どもの見守りを行っている。巡回の際には子どもたちの様子を見ながら声掛けを行っている。これらの活動がいじめ抑止にも繋がっているのではないかと考える。また、青少年相談センターでは、職員による電話相談（週5日）と公認心理師によるカウンセリング相談（週1回）を実施している。相談内容としては、いじめ、不登校に関連するものなどもある。

秋山委員

塩竈市教育支援センター「コラソン」では、主に不登校の生徒への支援を行っている。学校へ足が向かない理由には様々な要因がある。子どもたちは、活動をしながら学校の出来事などを話しをしてくれる。子どもたちのつぶやきや様子から適切な支援を考え、社会的自立に向けて取り組んでいる。また、学校と情報共有をしながら連携して適切な支援ができるようにしている。保護者とも相談活動をしながら、不安感を解消できるようにもしている。それぞれの特性や家庭環境等に合わせたの支援を行い、心のエネルギーをためることができるようにしている。いじめ問題だけではなく相談活動も行っており、スクールソーシャルワーカーが常駐している。

③関係機関相互の連携について確認

6 閉会の挨拶（副会長）
